

24年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTEC におきましては、ここ数年の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この2～3年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、24年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要と今後の予定等をご紹介します。

1 長年の懸案だった要望も含めての規制合理化実現

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。CISTEC では、関係委員会からの継続的な働きかけに加えて、CISTEC ジャーナルでも規制合理化特集を数次にわたり組むなど、輸出管理の目的に即して企業負担の軽減に直結する事項を中心に働きかけを行った結果、24年度は、前年度に引き続き、大きな制度改革が実現することとなりました。

○ 手続きの大幅簡素化の実現

23年度における要望活動の成果として、昨年4月1日付けで、大幅改正の第一弾が実現しました。

① 誓約書の制度、運用の是正の実現

- ・輸出者に監視負担はない旨の明確化、事前同意対象の再輸出への限定等。

② 包括許可制度の大幅見直しの実現

- ・ホワイト国向けの一般包括許可が創設（CP/CL要件撤廃）
一般包括許可適用対象地域等
- ・インフラ・プラント案件、既輸出貨物の補修・交換品に係る特定包括申請において継続的な取引関係の回数要件が撤廃。

- ・海外子会社向けの特定子会社包括許可における資本要件の緩和、役務対象範囲の拡大、子会社の範囲の拡大、グループ企業間における取引の自由化等。

③ 通達の統合と手続き・書類の簡素化の実現

- ・法体系の整理統合の一環として、許可申請書添付書類関連通達13本、キャッチオール規制関連通達6本のそれぞれの一本化・簡略化。書類の様式化、明確化等。

④ 事前相談制度の改善

- ・メール相談の認容、相談内容・相談者名の非公表・一般化しての公表。

○ 長年の懸案だった市販暗号特例の非該当化の実現

昨年8月1日付けの第二弾の合理化措置で、関係企業において大きな実務的負担となっており、海外では非該当となっていた市販暗号特例の非該当化が、長年の要望の末、遂に実現しました。これにより、関係企業内での管理負担が飛躍的に軽減されたといわれています。

○ 日本版VSD（自主申告による処分軽減）の実質的制度化

事後審査において、CP企業がCPを機能させて違反等を見つけて自主申告してきた場合には、悪質な場合を除いて公表を行わない処分に留めるほか、処分内容も法益侵害の程度に応じて、いくつかの段階をつけて企業側の負担を軽減するとの運用は、産業界からの要望を受け、既に平成23年秋から試行されているとのこと。その定着を図るべく、自主管理分科会の活動等を通じて働きかけを行った結果、モデルCPガイダンスに経産省の運用を明記し、改訂版を発行することにより周知を行っていく予定です。

○ クラウドコンピューティングの利用促進に向けた働きかけ

クラウドは、ストレージ、SaaSともに、企業活動の大幅な効率化、コスト削減に結びつくものですが、外為法第25条の技術移転規制の適用の有無が明確でないため、その利用が進まないという面がありました。このため、昨年1月より経産省と精力的に交渉を進め、利用を促進する方向で合理的に解釈するとの基本的考え方については合意し、具体的内容について大詰めの段階となっています。近々のうちに、通達発出が期待されます。

○ 間接輸出の自主管理のあり方

自主管理分科会の活動の中で、現在企業が行っている間接輸出の管理に行きすぎの部分があり、それが不要な二重管理等で企業の負担につながって

いるのではないか。この管理をもっと緩めることができるのではないかと
いう議論を安全保障貿易検査官室と行いました。その結果、一定の場合に、
直接輸出と比較し、管理を緩和できるとの考え方を経産省から Q&A の形で
平成 25 年 2 月に示して頂くことができました。これを受けて、モデル CP
ガイダンスに緩和内容の解説を加える予定です。

○ 当局の指導案件に係る相談窓口の利用促進（会員向け）

当局の審査・検査窓口等における解釈、指導等に関して、従前のものと異
なったり過剰な負担を招く等の懸念が生じた場合に相談に応じる窓口を、
23 年度初めに設置し、運用しています。既に多数のご相談をいただき、当
局側との間で折衝し、解決が図られた事例も少なくありません。当局に対
する後ろ盾としての役割・機能を更に強化していきます。

2 中長期的課題に向けた取組みの促進

○ 輸出規制品目番号国際化に向けた具体的検討の進展

輸出規制番号の国際化については、デファクトスタンダードになって
いる EU 体系への実質的準拠を念頭に、日本機械輸出組合、日本貿易会と
も連携しながら、CISTEC の WG と経産省との間で作業が進められてきて
います。EU 体系に即した国内外での一元的運用を可能とすることを前提と
して、具体案の検討を行っており、近々のうちに成案を得るべく調整中
です。

成案ができた後は、その対応に向けたサポートを急ぎ行って行く予定
です。

○ 安全保障輸出管理法体系の抜本見直しに向けた問題提起

CISTEC では、委員会活動による経産省への要請活動に合わせて、
CISTEC ジャーナルにおいて、折りに触れて規制緩和・合理化特集を組ん
できましたが、24 年度においては、安全保障輸出管理法体系の再構築に向
けて、論点整理を兼ねて特集を組むなどの問題提起も行いました。個別の
懸案の解決が進みつつある今、法体系自体の見直しの時期に来ているとの
認識の下、引き続き、問題提起のための取組を進めて行く予定です。

3 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

各企業での輸出管理実務の効率化や合理化をサポートすべく、該非判定その他の審査等の効率化や啓発資料の充実、社員のインセンティブ向上等のための施策を講じました。

○ 該非判定支援サービスの本格的実施

企業等における該非判定の適切性を、第三者機関として、外部アドバイザーの協力を得て検証し、検証証明書を発行する該非判定支援サービスを、トライアルを経て、24年度より本格実施に移しました。日本商工会議所、JETRO、中小企業基盤機構等への周知協力を要請し、中小企業も含めた活用促進に努めています。利用件数は中小企業を中心に着実に増えており、24年度累計では、99件となっています（2月25日現在）。

○ 総合データベース事業の「ガイダンスデータベース」の充実

総合データベースに、23年度より「ガイダンスコーナー」を新設し、最初に「品目別ガイダンス」すべてと「図説 軍事転用可能な民生品」シリーズとをアップしました。24年度初めには、更に「海外法制度ガイダンス」をすべて収録して、料金引き下げを行ったほか、新たに、紙ガイダンスを持っている方向けに、検索に特化したサービスも廉価に提供を始めました。

○ チェーサー情報に係るバッチ処理（一括照会）の実施

チェーサー情報について、各企業における顧客リストとの一括照会システムの導入について、産業界からの要望が強いことを踏まえて、23年度導入を前提に実施準備を進めてきましたが、システム開発の遅れにより提供には至りませんでした。24年度末に至り、調整が整い提供の運びとなりました。今後、デモ実施も含めその周知、利用促進に努めていきます。

○ STC 準 LEGAL EXPERT 資格の創設・ASSOCIATE 入門セミナーの実施

23年度からは、STC Associate 認定試験の実施回数を増やすことにより、企業・大学等での輸出管理啓発に資するようにはいたしましたが、一層のインセンティブ向上のため、24年度実施の EXPERT 試験より、準 Legal Expert 資格を新たに設けることとしました。

また、ご要望が多かった Associate 入門セミナーを東京・大阪等で実施するとともに Associate 認定試験用の eラーニングのイラストを新たに 20 枚程度更新しました。

○ 「国名で調べる個別許可ツール」の提供（会員向け）

23年度には、輸出先国、貨物に応じた包括許可の適用確認にご活用いただけるよう、検索しやすい包括マトリクス VBA 版を提供しましたが、24年度には新たに、「国名で調べる個別許可（提出書類・申請窓口）ツール」を製作し、国名で、すぐに個別許可申請の際に必要な提出書類と申請窓口がわかるツールを提供しました。包括マトリクス VBA 版も、通達改正に伴い最新版に更新しました。

○ 該非判定についての啓発等の資料・サービスの充実

難しい該非判定作業についての啓発資料として、23年度には、

- ・HPに「該非判定便利帳」コーナーをアップ
- ・Webセミナー「該非判定超入門」のアップ
- ・「実務者のための該非判定法令ハンドブック」の発行
- ・非該当品の「公表リスト」のWeb版への移行

等を行い、継続させていますが、24年度には、制度手続分科会のご協力により、「該非判定入門講座」を「該非判定手続の基礎講座」として更新いたしました。

従来より、重工メーカーなどからご要望の多かった「項目別対比表」の外為令別表部分について、輸出令別表第1と同様、項番の（ ）毎のシートに変更しました。また、「明らかに規制されていない貨物」の対比表等を新たに追加しました。

○ 国内法令コーナーに電子通達関連を新たに追加

○ 輸出管理お役立ちリンク集の拡充（会員向け）

会員の皆様から寄せられたご意見、情報をもとに輸出管理お役立ちリンク集の全面的な見直しを行うとともに、「米国主要企業の ECCN サイト一覧」、「各国の輸出管理オフィシャルサイト」を新規に提供開始しました。

○ 海外輸出管理規制動向の拡充（会員向け）

賛助会員コーナーの海外輸出管理規制動向のページに、国際関係専門委員会の成果物を活用した「輸出管理グローバルマップ」、「EAR 違反事例一覧」の提供を開始するとともに、海外の動向ウォッチのために「CISTEC Foresight」を新設いたしました。

4 新サービス導入に向けた検討の進展

CISTEC では、出版、セミナー、相談事業について、より一層の充実を図るべく、24年度当初より、新サービスの導入に向け、鋭意検討を行ってきております。システム提供先等との調整に時間を要しましたが、近々のうちに提供できる目途がつきつつあります。ここでは、その概要をご紹介します。

○ ガイドランスの電子書籍での提供

ガイドランスデータベースは、一社内全体で利用されることを念頭においたサービスですが、個人ベースでの電子書籍形態での提供を別途行う予定です。外部サービスの利用となり、閲覧権の提供という形になりますが、検索（購入分の横断検索を含む）、マーカー、印刷等が可能となります。

○ セミナー映像、Web セミナーの提供

同様に外部サービスを利用して、基礎的セミナーの中継録画、独自に製作する専門家による講義の録画、パワーポイント形式ファイル等、様々な形で、セミナーを提供していく予定です。これにより、時間的、場所的、空間的諸制約（日時が合わない／会場が遠い／定員超過／時間が足りない）に拘わらず、広く受講していただけるような環境整備に努めていく考えです。

○ FAQ データベースの提供（会員向け）

輸出管理に関する QA については、経産省の HP の QA コーナーを始め、経産省政省令等改正説明会での QA、CISTEC 研修会での QA、CISTEC ガイドランス等での QA、CISTEC ジャーナルでの QA 等、各種存在しています。それらを横断的に整理して、データベース化し、検索を容易に行えるようなものにすべく準備中です。逐次アップしていく予定です。

○ 賛助会員間、大学間での電子会議室の提供

賛助会員間、大学間それぞれのメンバー間で、輸出管理に関する意見交換のネット上の場を用意すべく準備中です。OKwave 社のシステムを利用し、「MSN 相談箱」「Yahoo!知恵袋」等のようなイメージで、メンバー相互間での意見交換や質疑応答等の蓄積を通じて、ナレッジデータベース化させていくことを意図したものです。上記の公式の FAQ データベースと併せて、会員企業間、大学間のメンバー相互の知見の交換を通じてレベル向上に資することを目的とするものです。

5 シンクタンク機能の充実に向けた取組み

CISTEC では、シンクタンク機能を充実させるべく、この数年努めてきていますが、24年度においては、特に3つの点に重点を置いて機能強化に努めています。

○ 中国の軍民融合等の最新動向の調査分析

中国は、我が国にとって重要な貿易相手国ではありますが、他方で経済力、軍事力とも年々向上させ、軍民を融合させながら、軍事技術、体制の強化を図りつつあります。その動向は、我が国の輸出管理においても無視できない要素となっています。このため、CISTEC では、公開情報をもとにその軍民融合の動向等を継続的にフォローし、逐次、CISTEC ジャーナル等に掲載しています。

○ 民生技術の軍事利用可能性の調査

輸出管理において、民生品・技術が軍事面でどのような機微な使われ方をするのかという点を踏まえておくことは、管理の上での重要な前提となるはずですが、従来必ずしも、それが明らかではないままに、官民とも今に至っているという面もあります。このため、この2年間で、汎用品の大量破壊兵器・通常兵器への転用可能性に関する図説本を出しましたが、24年度からは、防衛装備関係方面での知見を蓄積すべく、関係者からのレクチャーその他の情報収集に努め、CISTEC ジャーナルでの解説記事掲載等も行っています。

○ イラン、北朝鮮制裁委員会報告書その他の違反事案のフォロー、分析

大量破壊兵器開発に関して国際社会から経済制裁措置を受けているイラン、北朝鮮については、国連安保理の制裁委員会が各国を調査の上、報告書を出しています。その中には、迂回輸出の動向、手口等も書かれており、我が国輸出管理関係者にとって大変参考になると思われるため、その内容を継続的に紹介しています。その他、欧米諸国等の情報を収集分析し、ジャーナル等でご紹介しています。

6 中小企業、大学向け支援事業の実施

CISTEC では、これまで、大学会員制度の開始や中小企業支援センターの設置などにより、輸出管理に関する知識・経験が浅い大学や中小企業向けの

支援事業を行ってきました。24年度においても、以下のような事業を行いました。

○ **該非判定支援サービスの本格的実施（再掲）**

企業等における該非判定の適切性を、第三者機関として、外部アドバイザーの協力を得て検証し、検証証明書を発行する該非判定支援サービスを、トライアルを経て、24年度より本格実施に移しました。日本商工会議所、JETRO、中小企業基盤機構等への周知協力を要請し、中小企業も含めた活用促進に努めています。利用件数は中小企業を中心に着実に増えており、24年度累計では、99件となっています（2月25日現在）。

○ **中小企業、大学での人材募集支援**

これまで、大学での輸出管理人材募集を行う場合を想定して、その支援のために、CISTECに登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は、大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、4年間の累計で、34件に上り、その多くが採用に至っています。24年度には、企業向けを中心に6件の募集情報の提供を行いました（2月25日現在）。

○ **大学会員制度、大学向け講師派遣の継続**

平成21年3月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在23大学となっています。学内セミナー等への派遣は24年度は16回となっています（2月25日現在）。地域ブロックでの広域的セミナーへの講師派遣やオンデマンド方式のセミナーの開催等、派遣方式も多様化してきています。

○ **「輸出管理 DAY for ACADEMIA」への後援**

大学・研究機関における輸出管理啓発の促進のため、UCIP（国際・大学知財本部コンソーシアム）の会員大学を中心に組織された輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会主催の、輸出管理デー（3月1日）に対して「後援」を行いました。

7 アウトリーチセミナーへの協力、参加

これまで、経産省が実施するアジア地域でのアウトリーチ活動への協力や、アジア輸出管理セミナー、国際交流分科会による訪欧・訪米ミッションの派遣等の諸活動を通じて、CISTECの活動の紹介、国際認知度向上に努めてき

ましたが、24年度は、以下のような国際セミナーの開催、講師の派遣等を行い、交流に努めました。

CISTEC を軸にした産官学の協力、交流を通じた輸出管理レベル向上の仕組みは、CISTEC モデルと呼ばれる程、国際的関心が高くなっており、CISTEC の認知度向上が、米国政府・欧州各国政府の規制にも参考にされるようになって来ました。

○ シンガポールにおける IISS イラン制裁関連ワークショップへの招待参加（昨年4月）

国連イラン制裁がアジア諸国においてどのように実施されているのか、また、実施にはどのような問題があるのか等について、国連イラン制裁委員会専門家パネルメンバー及び日、中、香港、シンガポール、マレーシア、フィリピン、更に米、独、豪の官民経済団体代表が参加し、議論されました。我が国からは CISTEC に加え、経産省も参加しました。

○ ベトナムにおけるアウトリーチセミナーへの講師派遣（昨年9月）

ベトナム商工省と経産省が共催し、ベトナムのホーチミンにおいて、産業界向けアウトリーチセミナーを開催しましたが、そのセミナーに CISTEC から講師を派遣し、産官学をつなぐ存在としての CISTEC、日本において果たしている役割等を具体的に説明し、ベトナムの輸出管理制度構築に貢献いたしました。

○ フィリピンにおける CSCAP（アジア太平洋安全保障協力会議）輸出管理関連会議への招待参加（昨年10月）

ASEAN 主要国に加え、日、中、韓、印、台と米、英、独が参加し、主として ASEAN 諸国における輸出管理の実情、課題等について議論されました。CISTEC は、日本における最新動向についてプレゼンテーションを行いました。一部の参加者からは、CISTEC という組織と機能についても高い関心が示されました。

○ 訪欧ミッションの派遣（昨年11月）

24年度は、ミッションの一員に経産省が初めて加わり、EU 内部における各国間の規制ばらつきへの率直な問題意識に触れることができる等、より厚みの増した、広範囲な議論ができました。また、イラン等にも近く、地政学的に重要な位置にあり、経済発展を続けマーケットとしても産業界の関心を集める、トルコへの初訪問を果たす等、意義深いミッションとな

りました。

○ **アジア輸出管理セミナーの開催（本年2月）**

24年度のセミナーでは、AG、NSG、MTCR、WAの4大レジームの代表者が顔を見せ、ASEAN事務局、国連制裁委員会専門家パネルメンバー、WCO等の国際機関の他、協力国として初めてトルコが参加する等、従来にも増してスケールの大きなセミナーとなりました。これまでの継続的努力が一つの節目を迎えた、20回目の記念大会として記憶に残る歴史的なセミナーとなりました。